

厚生労働大臣が定める揭示事項

- 1 当院は、厚生労働大臣が定める看護を実施している保険医療機関です。
- 2 当院は、同基準のうち以下の看護に関する基準を満たしています。
 - ※ 3階病棟は、療養病棟入院基本料1（入院患者の数が20名に対して1人以上の看護職員並びに、入院患者の数が20名に対して1名以上の看護補助者）を算定しています。
 - ※ 3階病棟は療養病棟療養環境加算2を算定しています。
 - ※ 5階病棟は、精神病棟入院基本料15：1（入院患者の数が15名に対して1人以上の看護職員）、看護補助加算2（入院患者の数が50名に対して1名以上の看護補助者）を算定しています。
- 3 入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）に関する特別管理の届出に係る食事を提供しており、特別管理による食事の提供では、管理栄養士により管理された食事が適時（夕食については午後6時以降）適温で提供されています。

- 4 当院は、厚生労働大臣の定める施設基準等に適合しているものとして下記の事項を四国厚生支局へ届け出ています。

■基本診療料

- ※ 電子的診療情報連携体制整備加算3（外医DX3 第411号）
- ※ 継続的に質上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準（入減免 第132号）
- ※ 療養病棟入院基本料1（療養入院 第125号）（3階病棟）
- ※ 療養病棟療養環境加算2（療養2 第69号）（3階病棟）
- ※ 精神病棟入院基本料（精神入院 第119号）（5階病棟）
- ※ 電子的診療情報連携体制整備加算2（入医DX2 第154号）
- ※ 看護配置加算（看配 第268号）
- ※ 精神病棟看護補助加算2・看護補助体制充実加算（看補 第119号）
- ※ 医療保護入院等診療料（医療保護 第20号）
- ※ 精神科身体合併症管理加算（精合併加算 第7号）
- ※ 精神科慢性身体合併症管理加算（精慢合併 第8号）

■入院時食事療養・入院時生活療養等

- ※ 入院時食事療養Ⅰ／生活療養Ⅰ（食 第227号）

■特掲診療料

- ※ ニコチン依存管理料（ニコ 第272号）
- ※ こころの連携指導料（Ⅱ）（こ連指Ⅱ 第1号）
- ※ 薬剤管理指導料（薬 第50号）
- ※ コンタクトレンズ検査料1（コン1 第77号）
- ※ 検体検査管理加算（Ⅰ）（検Ⅰ 第112号）
- ※ 検体検査管理加算（Ⅱ）（検Ⅱ 第68号）
- ※ CT撮影及びMRI撮影（C・M 第315号）
- ※ 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅲ（脳Ⅲ 第66号）
- ※ 運動器リハビリテーション料Ⅱ（運Ⅱ 第323号）
- ※ 療養生活継続支援加算（療活継 第1号）
- ※ 心理支援加算（心理支援 第15号）
- ※ 認知療法・認知行動療法1（認 第3号）
- ※ 精神科作業療法（精 第25号）
- ※ 精神科ショート・ケア「大規模なもの」（ショ大 第12号）
- ※ 精神科デイ・ケア「大規模なもの」（デ大 第19号）
- ※ 外来・在宅ベースアップ評価料（1）の注5（外在ベ1注 第709号）
- ※ 入院ベースアップ評価料44（入ベ44 第6号）

- 5 当院では、原則付添看護は認められません。
- 6 特定療養費（個室等の提供）については以下のとおりであり実費徴収させていただきます。
 - ※ その他（洗濯代）については利用状況により決められた料金を徴収させていただきます。（50～250円／枚）

豊岡台病院 病院長